

○行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

平成4年9月28日条例第35号

行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童
- (3) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「一部負担金」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医

療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）その他の法令の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係るものは除く。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、行田市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者及びそれらの被扶養者とする。

- （1） ひとり親家庭の父又は母及び児童
- （2） 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となる時、次の者は対象者としなす。

- （1） 父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
- （2） 母及び養育者のいずれもが対象者となる時の養育者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としなす。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- （2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- （3） 規則で定める施設に入所している者
- （4） 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- （5） 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

（所得の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としなす。

- （1） 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が扶

養親族等の算定と同年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担額があるときは、当該額については対象としない。

(1) 次号に規定するもの以外の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

(2) 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていないとき(所得の申告をしないことにより市町村民税が課されていない場合を除く。)又は市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 薬局における一部負担金

(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者からの申請に基づき、ひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対して、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

2 南河原村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、南河原村ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年南河原村条例第22号。以下「南河原村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、編入日前に、南河原村条例の規定の対象となる者の同日前までの診療に要した医療費の取扱いについては、なお南河原村条例の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診察に要した医療費について適用し、同日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月29日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成9年9月1日以降の診療に係る一部負担金の額から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則（平成10年6月24日条例第22号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正部分を除く。）による改正後の行田市老人医療費助成条例等の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年12月25日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の行田市老人医療費助成条例及び行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月28日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年9月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年12月19日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行田市子ども医療費支給条例、行田市重度心身障害者医療費助成条例及び行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日条例第78号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日か

ら適用する。

附 則（平成21年 3 月31日条例第16号抄）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定（「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」に、「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改める部分に限る。）は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定により対象者とされている者であって、受給者証の交付を受けているもの（ひとり親家庭の父及び児童であって、当該父がその児童と生計を同じくしていない者に限る。）に係るひとり親家庭等医療費の支給については、当該受給者証の有効期間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月26日条例第26号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月17日条例第16号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月21日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、平成30年以後の所得による制限から適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。